

## 公益財団法人阪喉会事務局規程

(目的)

第1条 定款第45条の規程に基づき、的確な業務運営を図るため事務局を設置することができる。

(組織)

第2条 事務局は、理事長のもとに原則として担当理事を配置し、その組織図は概ね下記のとおりとする。



(担当業務)

第3条 経理担当業務を除き、その他の業務は全ての理事が必要に応じて臨機に対応する体制を確立し、円滑な業務運営に資するものとする。

附則 本規程は、公益財団法人阪喉会の設立登記の日から施行する。